



学生支援ニュース

No.6

東 北 大 学
(学生生活支援審議会学生生活専門委員会)

学生諸君の行動について

—薬物に関する注意—

12月6日(水)、本学留学生が宮城県警により麻薬及び向精神薬取締法違反(輸入)で逮捕される事案が発生しました。

大麻や覚せい剤等の不正薬物の所持及び使用防止については、新入生オリエンテーションをはじめとして、全学教育での講義、留学生ハンドブック、学生生活案内及び保健管理センターホームページへの掲載並びにポスター掲示により広く注意を促しているところですが、薬物の乱用が社会問題化し、大学生の大麻等不正薬物の所持・乱用による事件事故も相次いで発生しています。

この薬物乱用は心身に悪影響を及ぼし人格の破壊へと導き、家族や社会を不幸にします。薬物は乱用や売買だけでなく、不正栽培や所持するだけでも違法です。

例えば、大麻を不法に所持した場合は、5年以下の懲役と非常に重い刑罰となっており、本学の規則においては退学又は停学といった厳しい懲戒処分の対象になります。

薬物乱用の始まりの背景には好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがあり、これらを拒否する強い意志を持つことが大切です。

また、海外滞在時の薬物経験、薬物の外国からの持ち込み、日本国内への郵送、さらには薬物の運び屋に仕立てられる等の事件が発生しています。国内外を問わず薬物とは一切関わってはいけません。

学生諸君には、安易な気持ちや興味に走ることなく、東北大学の学生としての自覚を持って、社会のルールを守って行動するよう強く訴えます。

- 薬物をすすめられても答えは NO!
- 危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です。
- 薬物をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。